

2023年3月30日

各 位

会 社 名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長・CEO 寺 下 史 郎  
(コード番号：6035、東証プライム)  
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 藤 原 豊  
(TEL. 03-3519-6750)

## 当社グループの利益相反管理体制等に関するお知らせ

当社は、2023年3月7日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、第三者委員会の調査結果及び提言を真摯に受け止め、当社グループの利益相反管理体制等につきまして下記のとおりお知らせいたします。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。当社グループは、再発防止策を着実に実施し、企業統治及び企業文化の改革をグループ丸となって取り組み、再発防止及び信頼回復に向けて努めてまいります。

### 記

#### 1. 再発防止策の検討過程

上記第三者委員会による提言を受け、2023年3月13日付『「再発防止委員会」の設置に関するお知らせ』にて公表いたしましたとおり、再発防止に向けた具体的な取組内容を速やかに検討し、確実に実行していくため、当社グループは「再発防止委員会」を設置いたしました。2023年3月7日以降、本日までに取り締役会を4回、監査等委員会を3回、再発防止委員会を4回開催いたしました。再発防止委員会での審議内容につきましては、監査等委員会及び社外取締役を含む取締役会に報告を行うとともに、再発防止策の内容の検討や社内規程の制定又は改定にあたっては、外部法律事務所の助言も受けております。

#### 2. 再発防止策の内容及びその実施状況

上記第三者調査委員会の提言内容を踏まえた、当社グループの再発防止策の内容及びその実施状況については以下のとおりです。

##### (1) PA/FA 業務における利益相反管理体制の整備

当社グループは、資本市場の動向、機関投資家の動向、各国当局の規制動向、日本企業のコーポレート・ガバナンスの動向等に即して、市場のニーズが動的に変化する中、投資銀行業務としての独自のPA/FA業務を拡大させてきました。一方、当社グループが手掛けるPA/FA業務は、その性質上、当事者の利害対立が特に先鋭化する案件を取り扱うものであることから、当社グループは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、「利益相反のおそれのある取引」を適切に管理することが求められており、第三者委員会の提言事項も踏まえつつ、コンダクト・リスク、レピュテーションリスクも勘案し「アイ・アールジャパングループ利益相反管理方針」(以下「IRJグループ利益相反管理方針」といいます。)を制定し、その概要をHPに公表いたしました。  
(<https://www.irjapan.jp/info/pdf/basic-policy.pdf>)

利益相反管理の対象とする取引(対象取引)については、個別具体的な事情により対象取引に該当するか否かの判断が必要となりますが、当社グループは次に掲げる取引を、主に対象取引に該当する類型として管理対象といたします。

- 顧客と当社グループ又は他の顧客と利害が対立している場合において、一方又は双方の顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（対立型）
- 顧客と当社グループ又は他の顧客とが同一の対象に対して競合する場合において、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（競合型）
- 当社が保有する未公表の情報を利用して当社グループ又は特定の顧客を利する結果として、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引（情報利用型）

当社グループは、利益相反の管理を行うにあたり、当社グループの中核であり、金融商品取引業者である株式会社アイ・アールジャパンの管理本部を利益相反管理部署とし、利益相反管理態勢全般にかかる管理統括は、管理本部管掌取締役が行い、その統括の下、対象取引の特定及び管理、対象取引の特定又は管理に必要な情報の収集及び分析、対象取引管理状況の定期的な検証、対象取引の特定及びその管理のために行った措置についての記録及び保存を行ってまいります。

また、「IRJ グループ利益相反管理方針」に基づき、利益相反リスクに関する判断軸と判断プロセスを明文化した「利益相反管理規程」を制定し、運用をはじめております。対象取引の特定又は管理に必要な情報の収集にあたっては、当社グループのお客様へのコンタクト情報及びその他一切の情報を一元的に集約・共有するため、お客様へのコンタクト情報の収集、集約に関するマニュアルを策定し、グループ全役職員に対して周知徹底を進めております。利益相反の懸念が生じる案件が発生した場合には、管理本部管掌取締役は速やかに管理本部管掌取締役を委員長としたコンフリクト委員会を招集し、案件の受託可否又は利益相反回避措置を検討・判断を行うことといたします。なお、コンフリクト委員会における検討・判断にあたっては、適宜、外部専門家の意見を聴取するとともに、事案の重大性に応じて臨時取締役会を招集し慎重に検討、判断を行う等、十分な審議を行うこととしております。

「IRJ グループ利益相反管理方針」及び「利益相反管理規程」の運用については、内部監査部門及び常勤監査等委員がモニタリングを行うとともに、利益相反の管理のため社内研修等、役職員への教育を毎年実施してまいります。利益相反管理に関する研修においては、「IRJ グループ利益相反管理方針」及び「利益相反管理規程」の運用の周知徹底のみならず、当社の企業使命である「お客様（株式公開企業、投資家、市場関係者）の公正な資本競争力の向上とグローバルな資本経済の発展に貢献することを企業使命とする」や社是、行動規範等当社グループが掲げるこれらの原点への回帰を促し、役職員の行動（コンダクト）意識の向上、醸成に努めてまいります。

## （2）ガバナンス体制・リスク管理体制の強化

当社は、2023年3月7日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において、第三者委員会が調査を実施した2019年4月1日から2023年3月6日までの案件のうち2件の案件について、お客様の利益・信頼を不当に害する不適切行為であったと指摘されたことを重く受け止め、これらの事案について社外取締役を中心とする監査等委員会及び取締役会において真摯に総括し、指名・報酬諮問委員会への適切な諮問を経て、関係者に対する然るべき処分について検討を進めた結果、2023年3月30日付「役員報酬の減額に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社及び当社連結子会社の役員報酬の減額を決議いたしました。

当社グループのガバナンス体制の強化については、2022年9月27日付「当社グループの情報管理体制等の改善策及びガバナンス体制の強化に関するお知らせ」にて公表したとおり、2022年11月より当社グループの権限の分散を組織的に推進すべく、グループ各社の役割分担を明確化し、主要な子会社における独立性を確保する観点から、株式会社アイ・アールジャパンの代表取締役社長に北村雄一郎が、取締役副社長に石垣昭之輔が就任し、権限移譲を進め、新執行体制を着実に進展させておりますが、より一層取締役会全体として牽制機能を高めるため、株式会社アイ・アールジャパンの新執行部と社外取締役との公式・非公式の意思疎通を強化するとともに、当社グループのガバナンス、組織体制、諸規定、人事等、未だに不合理に権限が集中しているものがないか監督を強化していきます。

さらに、これらの取組みを持続的に発展させるためには、取締役会の独立性・客観性を高め業務執行に対する監督を更に強化する必要があると判断し、2023年3月30日付「役員の異動（新任社外取締役（常勤監査等委員）候補者追加選任）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2023年6月に開催予定の定時株主総会での承認を条件として、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに豊富な知見のある常勤の社外取締役（監査等委員）を追加選任することとしました。2023年6月の定時株主総会後の取締役会は、取締役6名中4名が独立性の高い社外取締役（うち2名は常勤監査等委員）で構成されることにより、監督・牽制機能の強化を図り、当社の企業価値や経営の透明性を更に向上させてまいります。また、株式会社アイ・アールジャパン役職員のうち、株式会社JOIBと兼任しているものについては、管理部門以外は兼任を解消し、情報管理の強化を進めてまいります。

統合的リスクマネジメント（ERM）体制の推進にあたっては、現在の管理部門及び内部監査部門の人材確保及び拡充が喫緊の課題であると認識しており、管理部門及び内部監査部門の社員の採用を最優先事項のひとつとして早急に進め、適切な人材の登用、人員配置を行ったうえで、統合的リスクマネジメント（ERM）体制の構築をしていきます。また、コンプライアンス機能の強化にあたっては、新たにコンプライアンス室を設置し、管理監督体制の強化を進めてまいります。

以上